

目次

第1章	総則（第1条－第10条）
第2章	基本的施策
第1節	水産基本計画（第11条）
第2節	水産物の安定供給の確保に関する施策（第12条－第20条）
第3節	水産業の健全な発展に関する施策（第21条－第32条）
第3章	行政機関及び団体（第33条・第34条）
第4章	水産政策審議会（第35条－第39条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（略）

第10条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

（以下略）